

組織見直しの検討について

< 日本自転車振興会 >

平成16年7月9日

経済産業省

日本自転車振興会

1. 組織の概要

(1) 根拠法令

自転車競技法(昭和23年法律第209号)

(2) 設立年月日

昭和32年10月1日

(3) 目的

日本自転車振興会は、競輪の公正かつ円滑な実施を図るとともに、自転車その他の機械に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資することを目的とする。(自転車競技法第12条)

(4) 事業内容

選手・審判員・競輪自転車の登録、検車員の認定

自転車競技会への指導

選手のアっせん

選手・審判員・検車員の養成、訓練

自転車その他機械工業に関する振興事業への補助事業

体育事業その他公益の増進を目的とする事業への補助事業

等

2. 競輪の運営状況

〔競輪施行者数(平成16年4月1日現在)〕

・61施行者(7府県、47市、1村、6一部事務組合)

〔自転車競技会数(平成16年4月1日現在)〕

・7地域(北日本、関東、南関東、中部、近畿、中四国、九州)

〔競輪選手数(平成16年4月1日現在)〕

・3,821人(S級1班~2班、A級1班~3班)

〔競輪場数(平成16年4月1日現在)〕

・47カ所(競輪施行者所有:40カ所、民間所有:7カ所)

〔場外車券売場数(平成16年6月1日現在)〕

・39カ所(専用場外:32箇所、前売専用場外:7カ所)

〔競輪開催の回数・日数(平成15年度)〕

・609回、3,437日

〔競輪の種類(平成16年4月1日現在)〕

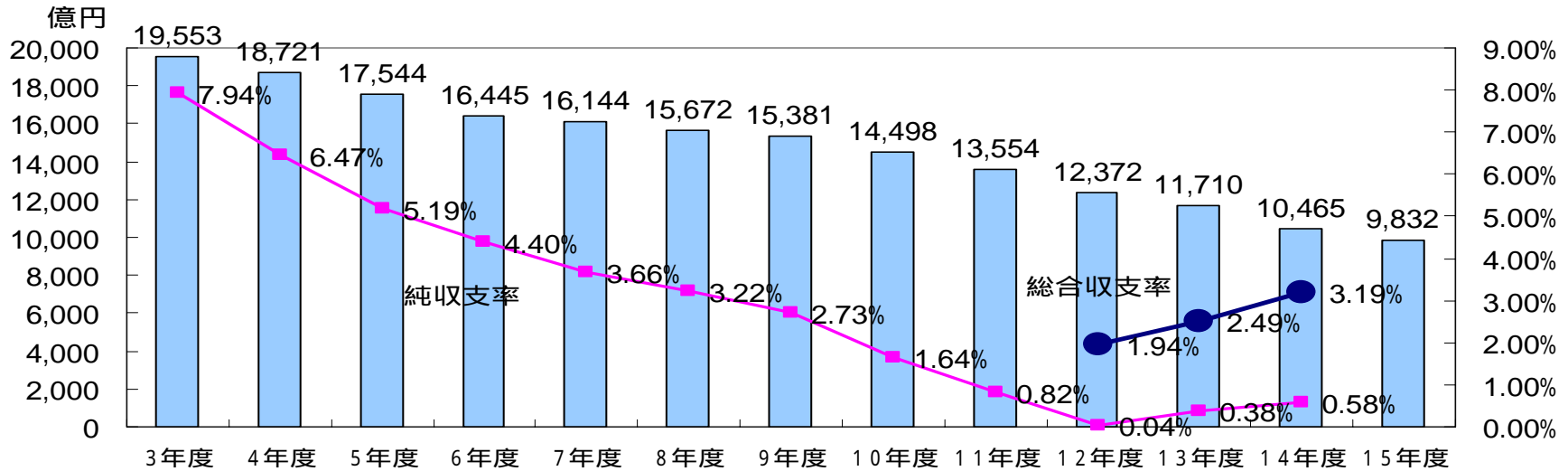
・7種類(GP、G、G、G、F、F、施設等改善競輪)

〔車券の種類(平成16年4月1日現在)〕

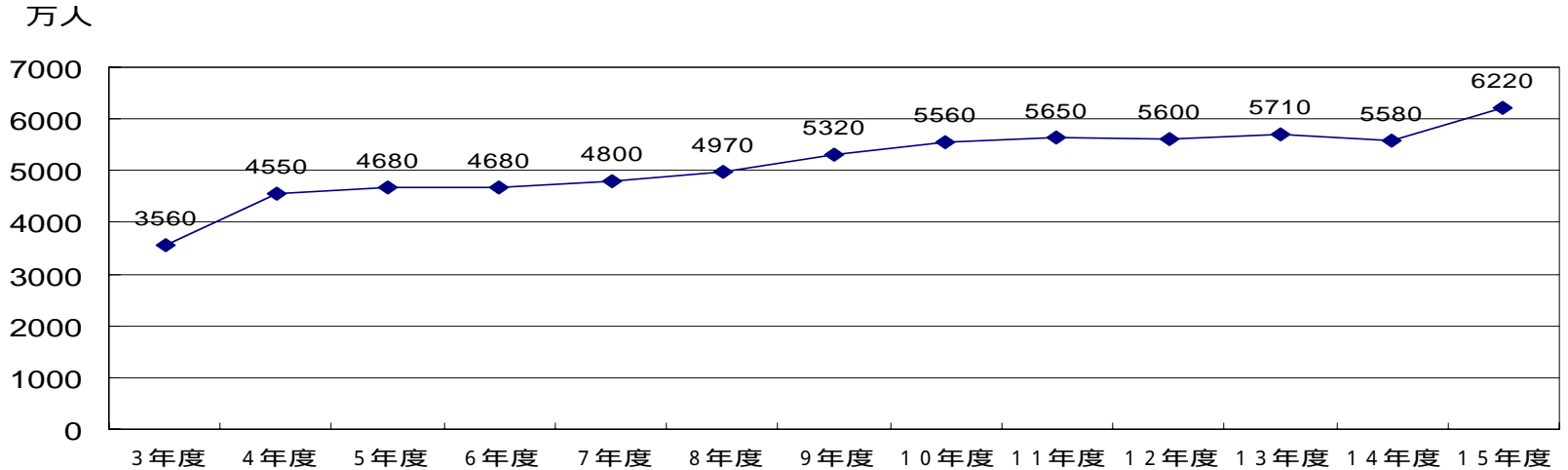
・7種類(2枠複、2枠単、2車複、2車単、3連複、3連単、拡大2連複(ワイド))

3. 競輪事業の推移

競輪の売上額と施行者収支率



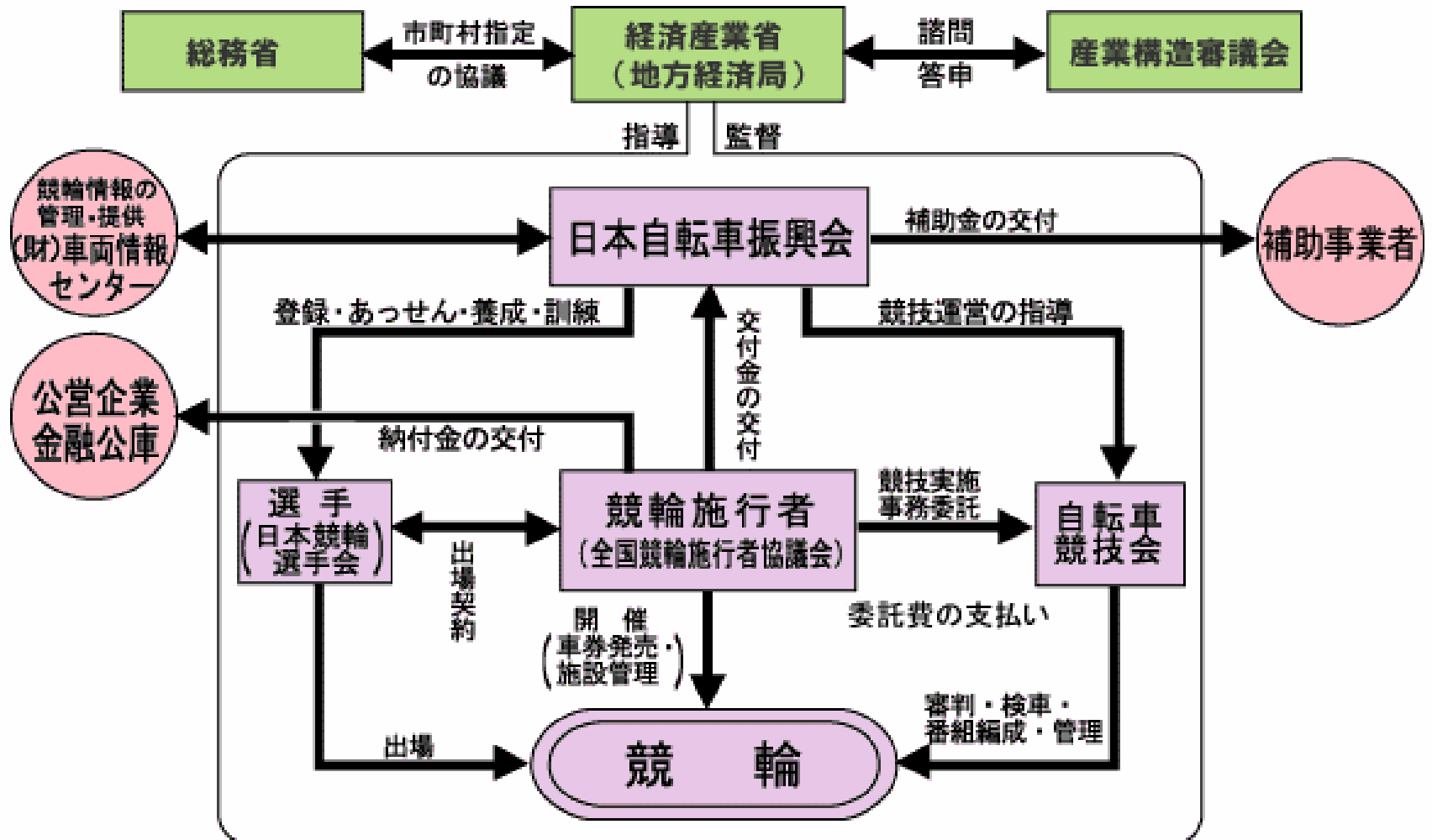
競輪の利用者数



(注1) 利用者数 = 本場入場者 + 電話投票 + 場間場外 + 専用場外

(注2) 総合収支率は日本自転車振興会による推計値

4. 競輪の運営状況体系図



5. 社会に役立つ競輪 (競輪の売上金の仕組みと使途)

売上金の約75%が的中車券に払い戻し



公営企業金融公庫への納付金(地方財政法に基づく納付)

日本自転車振興会への交付金
(自転車競技法に基づく業務)

<内訳>

- ・1号交付金: 1.6%
(自転車等機械工業振興補助事業)
- ・2号交付金: 1.4%
(体育、社会福祉等公益事業振興補助事業)
- ・3号交付金: 0.3%
(競技の公正かつ円滑な実施を図るための事業)

競輪施行者の収益の使途

<内訳>

- ・開催経費: 人件費、広告宣伝費、選手賞典費等
- ・収入: 学校、病院、道路整備等の公共施設の充実に当てられる。

平成14年度実績

6 . 競輪事業の活性化

「競輪事業の再興に向けて - 新生競輪の確立 - 」(平成13年12月産構審競輪小委員会報告)を受け、平成16年度までの3年間に改革期間とした構造改革プログラムを実施。

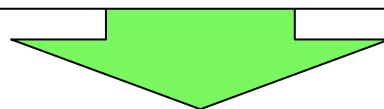
魅力ある競輪の実現

- 新投票法(ワイド、三連勝)の拡大
- 場間場外、専用場外、電話投票の拡充
- インターネット投票の導入
- 広報宣伝の強化

経営基盤の強化・確立(およそ20%のコストダウン)

- 人件費の適正化
- 包括的外部委託の推進

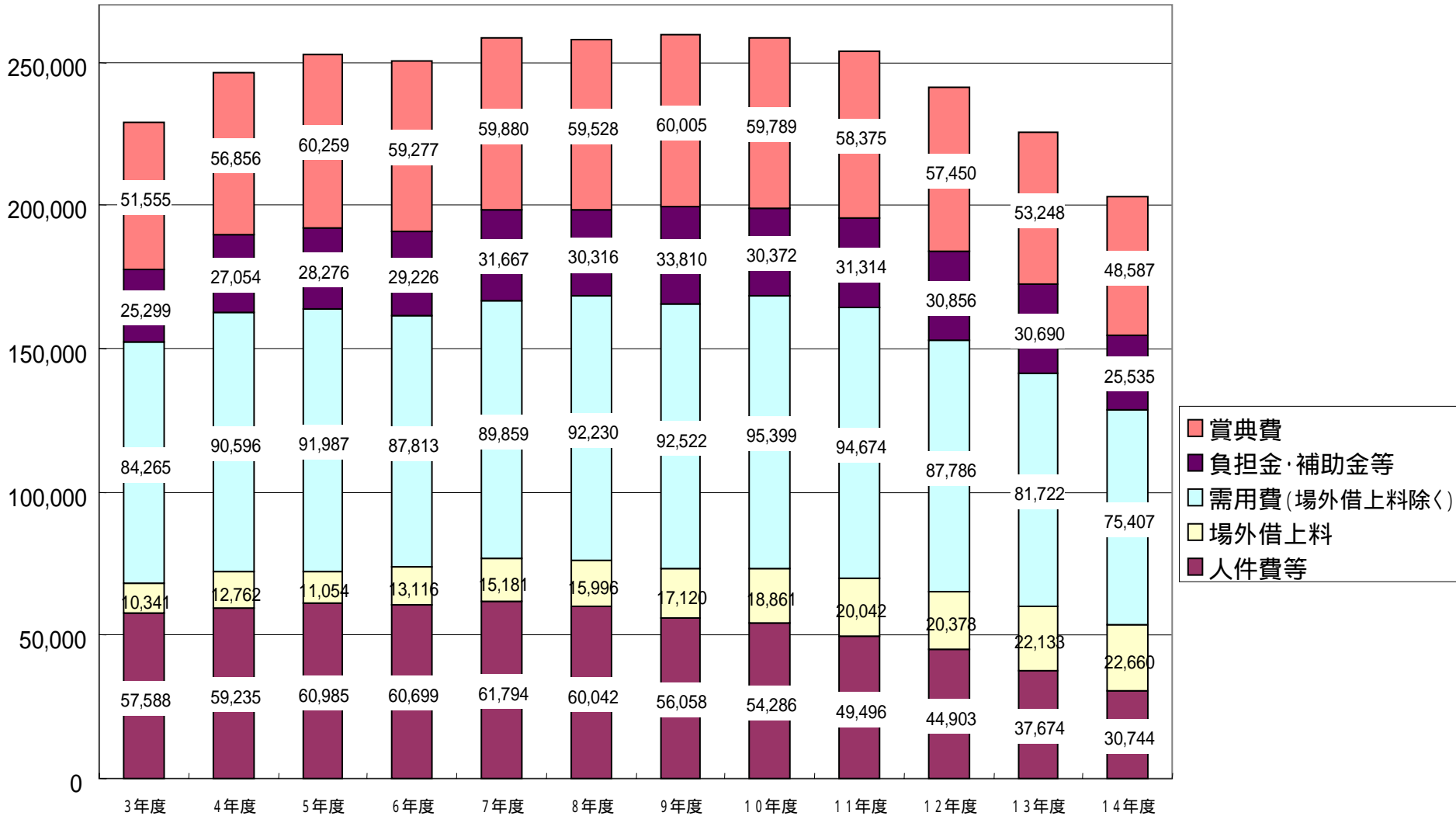
平成16年度に1兆円の売上でも4%程度の収益を目指す。



平成14年に「自転車競技法」を改正し、交付金の引下げを行ったこともあり、
・施行者の総合収支率の向上(平成12年度 1.9% 平成14年度 3.2%)
・赤字施行者の減少(平成12年度 26施行者 平成14年度 15施行者)
など、全体として施行者に収益が出る体制に移行しつつあるところ。

開催経費額内訳の推移

百万円



7. 組織見直しの検討状況

経済産業省

監督等

日本自転車振興会

【行政による自転車競技法に基づく監督・監査等】

- ・ 役員の任命・認可(法第12条の9)
- ・ 業務の方法の認可(法第12条の18)
- ・ 事業計画及び収支予算の認可(法第12条の20)
- ・ 事業報告書等の提出(法第12条の23)
- ・ 経済産業省による監督(法第12条の24)

等

【健全に発展させるべき公営競技の実施主体】

日本自転車振興会は、刑法の特例として認められたギャンブルである競輪の公正かつ円滑な事業の実施、社会還元の適切な実施が求められる特殊性に鑑み、自転車競技法に基づく国の監督の下、特殊法人の形態で実施。

国の監督が必要ないわゆる「ギャンブル」という特殊性に鑑み、特殊法人の形態で実施。

「自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律」の施行の状況を踏まえ、組織のあり方については、集中改革期間(平成18年3月末まで)において検討。